

最終更新日:2015年6月29日
株式会社シーティーエス

代表取締役社長 横島泰蔵

問合せ先:執行役員 管理部長 佐藤真一 電話:0268-26-3700

証券コード:4345

http://www.cts-h.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「企業は公器である」を経営方針のひとつに掲げ、業績の向上に邁進することはもとより、株主をはじめとするすべてのステークホルダーを重視した、健全で公正な経営を行うべく、有効な内部統制と透明性の高い企業情報開示を念頭に置き、経営監督機能の充実強化並びに内部統制システムの体制強化に努め、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社横島	4,000,000	35.71
手塚克己	320,000	2.85
シーティーエス社員持株会	300,900	2.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	247,400	2.20
宮沢俊行	210,000	1.87
株式会社八十二銀行	208,800	1.86
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	205,100	1.83
猪股和典	160,700	1.43
株式会社三井住友銀行	160,000	1.42
野村證券株式会社	122,900	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
----------------	--------

決算期	3 月
-----	-----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項は、ありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
早瀬実	他の会社の出身者					△						○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早瀬実	○	・早瀬実氏と当社との間で責任限定契約を締結しております。 (略歴) 昭和44年4月 株式会社測機舎入社(現株式会社ソキア・トプコン) 平成4年10月 株式会社ソキア(現株式会社ソキア・トプコン)サービス部長 平成16年6月 同社 執行役員営業機能担当 平成17年4月 株式会社ソキア販売へ出向 代表取締役社長 平成19年6月 株式会社ソキア(現株式会社ソキア・トプコン)取締役営業機能担当(平成23年6月退任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	早瀬実氏は、株式会社ソキア(現 株式会社ソキア・トプコン)在職中に、取締役等を歴任し、企業経営に関する専門的な識見を有していることから、当社経営上有用な意見・助言が期待できるものと判断し社外取締役に選任しております。 独立役員の指定に関しましては、同氏は、取締役会等において、常に中立かつ客観的な立場に立ち、積極的に助言・意見等をいただいております。十分な独立性と経営監視の維持ができると判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、当社の仕入先である株式会社トプコンソキアポジショニングジャパンの関連会社である、株式会社ソキア(現 株式会社ソキア・トプコン)の取締役を平成23年6月まで務めておりましたが、同社と当社との間には特別の利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役員数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)と双方の監査方針、監査計画等に関する会合を持ち、また、随時情報交換等を行っております。重要な監査事項の発生に関しては、双方が監査・監視を行う体制を整えております。

監査役は、内部監査室から内部監査計画の説明、内部監査実施結果の報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査に立ち会うなどの連携を図り、監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
芦田久	他の会社の出身者							△						○
佐々木弘道	弁護士													○
水沢健時	税理士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芦田久	○	・芦田久氏と当社との間で責任限定契約を締結しております。 (略歴) 昭和43年4月 株式会社八十二銀行入行 平成13年2月 株式会社八十二銀行東京営業部営業一部長	芦田久氏は、株式会社八十二銀行並びに八十二信用保証株式会社が在職中に、企業経営に関する業務や会社再建に係る業務等の経験があり、企業経営に関する専門的な識見を有していることから、業務執行への助言、経営監視がいただけるものと判断し社外監査役に選任しております。

		平成15年6月 同行執行役員飯田支店長 平成17年6月 同行執行役員融資部長 (平成19年6月退職) 平成19年6月 八十二信用保証株式会社 代表取締役社長(平成25年6月退任) 平成25年6月 当社常勤監査役(現任)	独立役員の指定に関しましては、同氏は、取締役会等において、常に中立かつ客観的な立場に立ち、積極的に助言・意見等をいただいております、十分な独立性と経営監視の維持ができると判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は、当社のメインバンクである株式会社八十二銀行に過去において在職しておりましたが、同行との取引関係につきましては、恒常的な借入及び担保提供も無く、同行が当社に与える意思決定の著しい影響は無いものと判断しております。また、同氏は、同行退職後、同行の関連会社である八十二信用保証株式会社の代表取締役社長を平成25年6月まで務めておりましたが、同社と当社との間には特別の利害関係はありません。
佐々木弘道	○	・佐々木弘道氏と当社との間で責任限定契約を締結しております。 ・弁護士法人佐々木法律事務所の代表社員を兼職しております。 (略歴) 平成7年4月 弁護士登録 平成10年4月 佐々木弘道法律事務所(現 弁護士法人佐々木法律事務所)開設 代表社員(現任) 平成20年6月 当社監査役(現任)	佐々木弘道氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、当社の経営上有用な意見・助言がいただけるものと判断し社外監査役に選任しております。 独立役員の指定に関しましては、同氏は、取締役会等において、常に中立かつ客観的な立場に立ち、積極的に助言・意見等をいただいております、十分な独立性と経営監視の維持ができると判断し、独立役員に指定しております。
水沢健時	○	・水沢健時氏と当社との間で責任限定契約を締結しております。 ・税理士であります。 (略歴) 昭和55年11月 税理士登録 昭和55年11月 水沢健時税理士事務所開設 同所所長(現任) 平成22年6月 当社監査役(現任)	水沢健時氏は、税理士としての専門的見地と経営指導経験の観点から、取締役会において、当社の経営上有用な意見・助言がいただけるものと判断し社外監査役に選任しております。 独立役員の指定に関しましては、同氏は、取締役会等において、常に中立かつ客観的な立場に立ち、積極的に助言・意見等をいただいております、十分な独立性と経営監視の維持ができると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役の使用人部分の給与に関しては、事業部門利益に基づく業績連動型報酬制度を採用しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び招集通知の事業報告において、全取締役の報酬等の総額を開示しております。
なお、第25期(平成26年4月1日～平成27年3月31日)において、取締役5名に支払った報酬等の総額は74,540千円であります

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、職務及び会社の業績等を勘案し、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役が必要とする情報・資料は、その都度提供すると共に、取締役会及び経営会議において事業進捗状況や各部門の課題等を報告しております。

また、社外監査役に対しては、内部監査室及び会計監査人からの指摘事項等について詳細な報告がなされており、監査役によるヒアリングや部門監査に関しても、調査事項等について口頭・書面の提出等に支障が出ないよう徹底しております。

なお、監査の遂行に関する事務的な補助は、管理部が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(取締役・取締役会)

当社の取締役会は、5名の取締役(内1名は社外取締役)及び3名の社外監査役で構成し、事務局員として管理部長並びに企画課長が出席し、毎月開催する定例取締役会のほか臨時の取締役会を随時開催し、重要案件の審議決定・報告を行っております。

なお、取締役の機動的かつ経営環境の変化への対応と業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年に定めております。

(監査役・監査役会)

当社の監査役会は、3名の社外監査役で構成し、常勤監査役1名、非常勤監査役2名により、監査役会の開催と監査業務を行っています。監査業務につきましては、監査役会が定めた監査方針・監査計画・業務分担等により、監査役基準・監査要領等に基づき監査を実施しております。また、取締役会、経営会議等に出席し、取締役の職務の執行状況の監視及び議案等の審議に関し、独立・中立の立場からの意見・助言を行っております。

さらに、内部監査室との連携に努め、必要に応じて調査・報告を求め、財務上に関しては会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)と定期的に意見交換を行っております。

(経営会議)

経営会議は、常勤取締役、常勤監査役、執行役員、事業統括部長で構成し、その他必要により、社長の指名にて幹部社員が出席し、重要事項及び方針の周知、全社の業績報告、事業内容報告及びその進捗状況の共有等を行っております。

(内部監査)

当社では、業務運営の適正化と合理化を推進することを目的として、社長が任命した内部監査責任者及び当該責任者が選出した内部監査人により、内部監査プロジェクトを編成し内部監査を行っていましたが、平成26年12月より、内部監査の独立性を強化するため内部監査室を設置し、内部監査室長と内部監査室長が選出した補助者(6名)にて内部監査を行っております。効果的な内部監査の実施のため、必要に応じ、監査役及び会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)との連携を行っております。

(会計監査)

当社の会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツに所属する指定有限責任社員・業務執行社員である公認会計士2名の他、同監査法人に所属する公認会計士3名、その他3名により監査を受けており、正確な経営情報・財務情報の提供に配慮しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役は、当社の企業規模及び事業領域等を勘案し、常勤取締役4名体制とすることで、業務執行及び意思決定の迅速化等に対応できるとともに、取締役相互の業務執行の監督に寄与できると判断しております。

企業統治に関する機能及び役割につきましては、社外取締役、社外監査役がそれぞれ分担し、ステークホルダーを重視した、経営監督機能の充実強化の観点からの監視・助言等により、役割の発揮が出来るものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日である平成27年6月12日（金）に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	IR資料の掲載、動画配信を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ホームページに掲載の「経営理念、経営基本方針」に謳っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は下記のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会において決定しており、この基本方針に基づいて内部統制の整備に取り組んでおります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業価値の向上と企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程等により周知徹底し、法令及び定款に適合する体制を構築する。
- ・取締役会は、取締役相互に業務執行状況を監督し、適切な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
- ・内部監査規程に基づき、コンプライアンスの状況を監査し社長に報告する。問題が発生した場合は、取締役会及び監査役に報告し早期に正に努める。
- ・使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を整備し、その通報者の保護を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・法令等に定める文書及び社内重要文書・情報等は文書管理規程の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
- ・電磁的記録等の情報に係る管理は、情報システム管理基本規程・情報セキュリティ基本規程に基づき、情報保存方法・媒体への対応、漏洩防止対策を行うとともに、必要に応じて見直しを図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務執行に係るリスク把握・管理に関するリスク管理規程に基づき、全社・部門別に担当部署を定め、適切に対応できる体制の構築とその整備を図る。
- ・不測・緊急事態の発生に対応する非常事態管理規程に基づき、損害の拡大を最小限にとどめるリスク管理体制の構築に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役会規程に基づき月1回の定時に開催するほか必要に応じて適宜開催し、重要事項等に関する迅速な意思決定を行う。
- ・取締役の業務遂行については、業務分掌規程・職務権限規程等に所管業務・担当部署に係る責任と権限を定め、迅速・着実に執行する。必要に応じてこれらの諸規定を見直し、効率的な業務執行を維持する。
- ・業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・現在、当社は監査役を補助する使用人を配置していないが、監査役から要請を受けた場合には監査役と協議のうえ配置する。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役を補助する使用人をおく場合は、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統に属さず、監査役の指示命令に従うものとする。
- ・当該使用人の人事異動、人事考課、処罰等の決定に関しては、事前に監査役の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、違法・不正な行為があることを発見したときは速やかに監査役へ報告を行う。
- ・監査役は、重要会議に出席し意見聴取を行うとともに、必要あるときは取締役及び使用人にいつでも報告を求めるものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、代表取締役と重要課題について定期的に意見交換を行う。また、財務上の問題点については、監査法人と定期的な意見交換を行う。
- ・監査役は、内部監査室と連携を保つとともに、必要に応じて調査を求めることができる。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行う。また、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求には断固として拒絶する。
- ・社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、同勢力に対して警察等との連携強化等を図る体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前項の「10. 反社会的勢力排除に向けた体制」のとおりであります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に対する経営姿勢

当社は、社会倫理に従い法令を順守し、企業活動の中で関連する「お客様・社員・株主様・地域社会」の四者に対しての経営姿勢を明確に定め、公正な関係を築いていくことを経営基本方針に掲げております。
この経営基本方針に則り、かつ、社内規定に基づき、投資者に対して適時適切な情報開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社の会社情報(決定事実・発生事実・決算情報)については、管理部長が総括責任者として管理しております。
情報収集は、管理部長が各事業部門長等から直接収集又は報告等を受けることにより行っております。
収集した会社情報の適時開示の要否判断は、管理部長が行います。
なお、重要な会社情報に関しては管理部長が一元的に管理するとともに、緊急案件等のリスク情報を社長まで迅速に伝達する体制をとっております。

3. 適時開示手続

重要な決定事実に関する事項の決定につきましては、取締役会の決議のもと管理部長が遅滞なく開示を行います。
重要な発生事実に関する事項につきましては、適時開示の要否を管理部長が判断し、社長の承認を得て管理部長が遅滞なく開示を行います。
なお、取締役会へは事後報告を行っております。
決算情報等につきましては、担当部門が当該資料を取締役に付議し、取締役会において承認された情報に関して、管理部長が遅滞なく開示を行います。
監査役は、緊急を要する発生事実の開示を除き、全ての開示情報について開示前に説明を受け、内容の精査を行っております。

4. 適時開示資料等の管理状況

適時開示資料の管理にあたりましては、公表予定時刻より前に外部者が閲覧することができないようにするための方策を「会社情報の当社ホームページ掲載マニュアル」として定めて運用しております。
マニュアルの具体的内容としましては、いわゆる「公開ディレクトリー」等を開示情報を保管せずに、「適時開示情報閲覧サービス」で公開を確認の上、同サービスより会社情報をダウンロードし、「当社ホームページ」に掲載しております。
具体的な掲載手順等は次のとおりであります。

(1) 経理課長

「TDnet」にて、会社情報を登録する。「適時開示情報閲覧サービス」にて掲載の有無を確認し、管理部長へ完了報告を行う。

(2) 管理部長

外部への公開を確認の上「適時開示情報閲覧サービス」より会社情報をダウンロードし、同ファイルを情報システム課長に送信するとともに、「当社ホームページ」の掲載指示を行う。

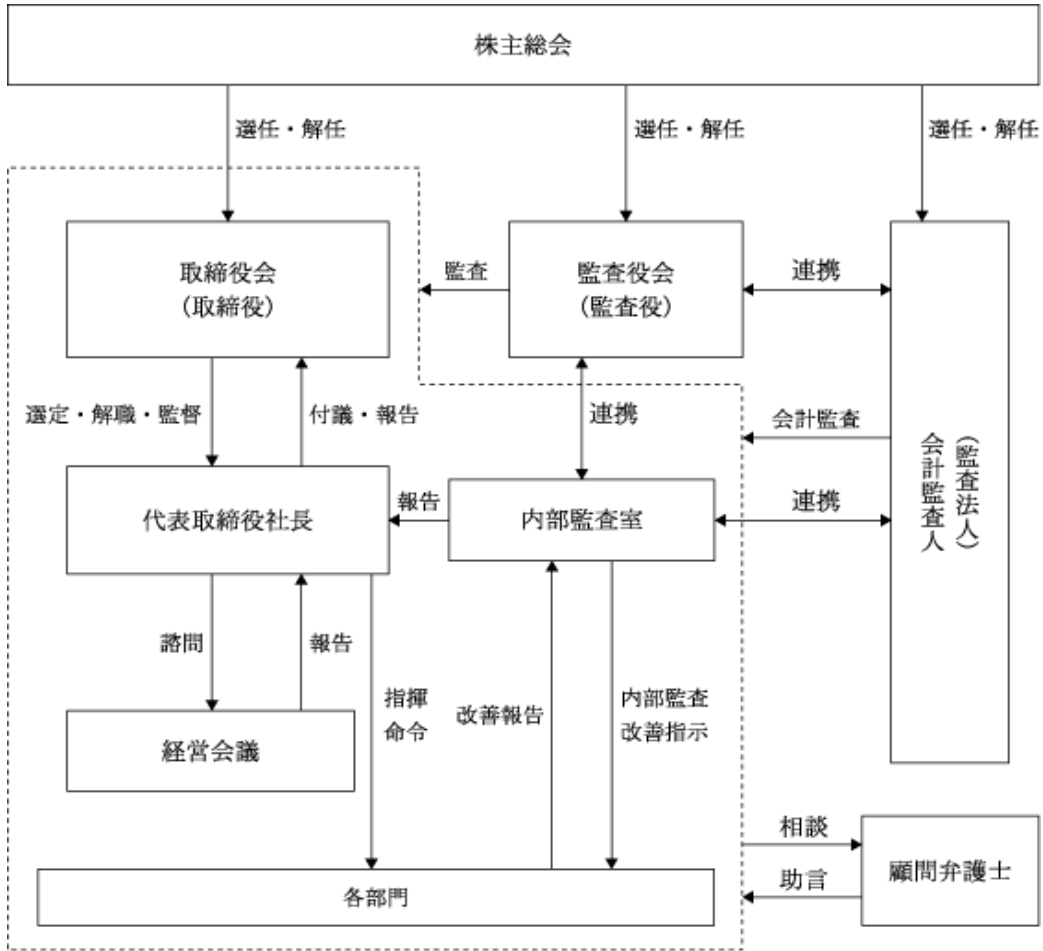
(3) 情報システム課長

「当社ホームページ」の管理画面より、管理部長から入手したファイルを登録し、公開する。当社ホームページにて掲載内容を確認し、管理部長へ完了報告を行う。

(4) 管理部長

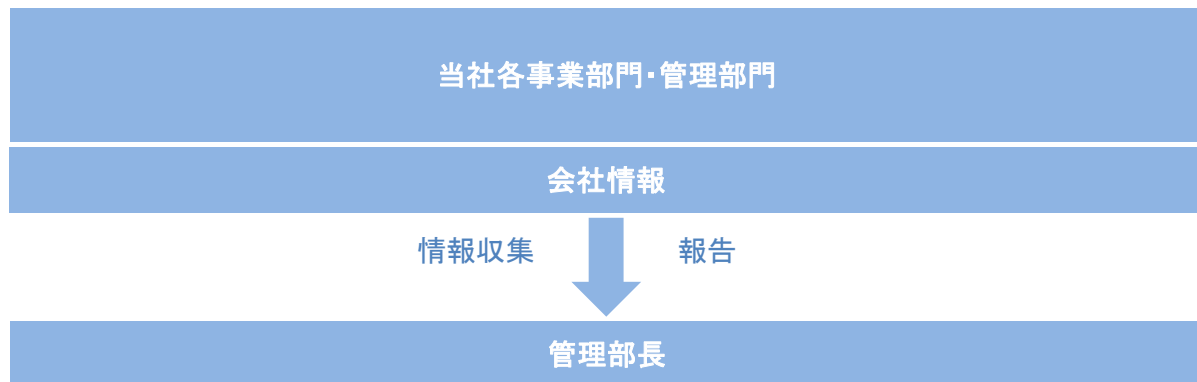
「当社ホームページ」にて掲載内容を確認する。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

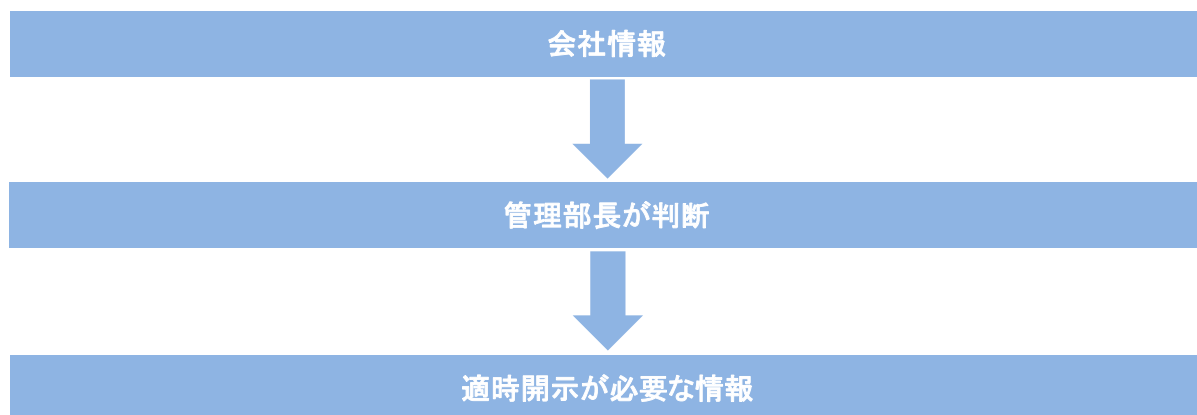


情報開示体制の概要

情報収集・管理



適時開示の判断



適時開示（決定事実・発生事実・決算情報）

